

M T C A 経営相談室特別開設 (令和元年11月18日～2年1月6日)

～「働き方改革：時間外労働の上限規制」に対する改善助成金活用～

1. 時間外上限規制に対する経営相談室開設に当たり

政府が主導する『働き方改革』では労働基準法が改正され、時間外労働の上限『原則月 45 時間・360 時間』が法律に規定され平成 31 年 4 月 1 日施行しました。さらに “建設事業” “自動車運転の業務” “医師” を除く中小企業で罰則付きで令和 2 年 4 月から施行します。

政府は施行に際しての準備・改善・対応策として、社員研修、外部専門家によるコンサルティング、諸規則の作成、ハード&ソフトの導入などで最大 200 万円の助成金コースを設けました。コースは平成 31 年 10 月から期限付き（申請は令和 2 年 1 月 8 日迄）で実施されていますが、ほとんど周知・活用されておりません。



今回旧知の企業からの問い合わせをきっかけに「時間外上限規制に対する経営相談室」を開設しました。M T C Aには企業経営、人事労務、人材育成、コストダウン、販路開拓などの実務面において豊富な知識・ノウハウ・経験を持った多才な人材が揃っています。取り組みたいと思っても年末・年始の繁忙期に短期間で申請書を作成し提出するのは大変かと存じます。M T C Aの組織力・相談対応者とともに忌憚無く意見交換する過程で課題解決の糸口をつかみながら申請書作成業務を支援したいと存じます。さらに申請事項の実施～報告書の作成～助成金支給申請の一連のプロセスをお手伝いすることにより、短時間労働による生産性向上に貢献したいと存じます。

2. 相談手順

- ①相談される方は相談申込書に必要事項を記載の上、相談窓口 FAX 又はメールをしてください。
- ②相談内容、相談日時などを連絡・調整し相談の準備に入ります。相談者（依頼者）と相談対応者（M T C A 専門家 1 名以上）により相談～計画原案～申請書検討などを行います。

3. 相談の実施

1 回目の相談は無料で 2～3 時間ぐらい、場所は M T C A 会員事務所（大阪駅近く）又は依頼者の事務所で行います。相談内容・情報は守秘いたします。2 回目以降の相談申請書類手続きについては別途打ち合わせいたします。
* 相談内容によっては応じられない場合もありますのでご了承ください。

4. 相談窓口 経営技術コンサルタント協会：略称 M T C A （担当：長谷）TEL&FAX 072-682-8961

M T C A 経営相談「働き方改革：時間外労働の上限規制」申込書 日付 年 月 日

必要事項を記入し担当長谷に メール in@en2.jp 又は FAX 072-682-8961 してください。

経営技術コンサルタント協会のホームページ <https://www.mtca.jp> の「問い合わせ」から申し込みもできます。

氏 名 _____ e メール _____

会 社 名 _____ T E L _____

部署・役職 _____ F A X _____

希望日時 ①令和 年 月 日 曜日 時から ②令和 年 月 日 曜日 時から

③令和 年 月 日 曜日 時から

ホームページの場合は詳細欄に「時間外上限規制に対する経営相談希望」と希望日時を三案記載ください。